

熊本市公報

第 1361 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務課
 発行日 毎月 15 日・末日

規 則

○熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 66 号）	1218
○熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則（規則第 67 号）	1219
○熊本市現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 68 号）	1221

告 示

○土壌汚染対策法に基づく区域の一部解除及び指定（告示第 672 号）	1225
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 673 号）	1225
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 674 号）	1225
○特定計量器の定期検査（告示第 675 号）	1226
○平成 25 年度熊本市有料レンタサイクル社会実験の収納事務委託（告示第 676 号）	1227
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 677 号）	1227
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 678 号）	1227
○介護保険法による指定居宅サービス事業者に対する指定の効力の全部停止（告示第 680 号）	1228
○市議会の召集（告示第 682 号）	1228
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 683 号）	1228
○放置自転車の移動及び返還（告示第 684 号）	1228
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 685 号）	1229
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 686 号）	1230
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 689 号）	1230
○平成 24 年度及び平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 690 号）	1230
○平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 691 号）	1231
○平成 25 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 692 号）	1231
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 693 号）	1231
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 694 号）	1232
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 695 号）	1232
○平成 25 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 696 号）	1232
○県道の区域決定（告示第 698 号）	1233
○市道の区域変更（告示第 699 号）	1233
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 701 号）	1233
○平成 25 年度国民健康保険料納付通知書の公示送達（告示第 702 号）	1234
○放置自転車の売却等（告示第 703 号）	1234
○交付要求通知書の公示送達（告示第 704 号）	1235

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (公告第 635 号)	1235
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 638 号)	1235
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 639 号)	1235
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 640 号)	1236
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 642 号)	1236
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 645 号)	1236
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 653 号)	1237
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 654 号)	1237
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 655 号)	1237
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 656 号)	1237
○平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画の決定及び縦覧 (公告第 657 号)	1238

中 央 区

○住民票の職権消除 (中央区告示第 18 号)	1238
-------------------------------	------

西 区

○住民票の職権消除 (西区告示第 7 号)	1238
-----------------------------	------

北 区

○住民票の職権消除 (北区告示第 9 号)	1238
-----------------------------	------

交 通 局

○熊本市交通局会計規程の一部を改正する規程 (交通局規程第 10 号)	1239
○熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程 (交通局規程第 11 号)	1239

上 下 水 道 局

○公共下水道の供用開始 (上下水道局告示第 53 号)	1239
○給水装置工事の事業の廃止 (上下水道局告示第 54 号)	1240
○排水設備指定工事店の指定 (上下水道局告示第 55 号)	1240
○指定給水装置工事事業者の指定 (上下水道局告示第 56 号)	1240
○指定給水装置工事事業者の指定 (上下水道局告示第 57 号)	1241

病 院 局

○市有地の公売 (病院局公告第 34 号)	1241
-----------------------------	------

教 育 委 員 会

○熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則 (教委規則第 10 号)	1242
○熊本市教育委員会会議の開催 (教委告示第 12 号)	1242

監 査

○平成 25 年度熊本市一般・特別会計定期監査 (工事) 結果 (監委公告第 13 号)	1243
--	------

○平成 24 年度熊本市一般会計・特別会計（公営企業会計を除く。）歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見（監委公告第 14 号）	1244
○平成 24 年度熊本市公営企業会計決算審査意見（監委公告第 15 号）	1246
○平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見（監委公告第 16 号）	1246

規 則

規 則 第 6 6 号

平成 2 5 年 9 月 1 1 日

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特定優良賃貸住宅管理条例施行規則（平成 6 年規則第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「1 5 8, 0 0 0 円（今後所得の上昇が見込まれる者として市長が認めるものにあつては、1 3 9, 0 0 0 円）以上 4 8 7, 0 0 0 円以下」を「次に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 1 5 8, 0 0 0 円（今後所得の上昇が見込まれる者として市長が認めるものにあつては、1 3 9, 0 0 0 円）以上 4 8 7, 0 0 0 円以下
- (2) 災害により滅失した住宅に居住していた者 1 3 9, 0 0 0 円以上 4 8 7, 0 0 0 円以下

第 4 条第 4 項中「条例第 6 条第 1 号の規定により市長が入居させる」を「市長が特に必要と認めた」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 4 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日以後に入居の申込みをした者について適用し、同日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

規 則 第 67 号

平成 25 年 9 月 11 日

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を改正する規則

第 1 条 熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（昭和 57 年規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号を第 10 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条第 1 項の規定による命令（母又は父からの申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

第 2 条に次の 2 項を加える。

8 この規則において「父」には、第 1 項第 5 号及び次項の場合を除き、母の配偶者であって当該児童に対する親権を行うものでないもの及び婚姻の届出をしていないが母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

9 この規則において「母」には、第 1 項第 5 号及び前項の場合を除き、父の配偶者であって当該児童に対する親権を行うものでないもの及び婚姻の届出をしていないが父と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

第 4 条第 3 号中「児童扶養手当法」を「ひとり親家庭の父若しくは母又はひとり親家庭等の児童と生計を同じくする者の所得の額が、児童扶養手当法」に、「所得の額」を「額」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (4) ひとり親家庭の児童が、父母と生計を同じくしているとき。ただし、第 2 条第 1 項第 8 号に該当する場合を除く。

第 9 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による申請は、助成に係る診療が行われた月の翌月の初日から起算して 12 箇月を経過した日以後においては、することができない。

第 2 条 熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（以下「新規則」という。）第 2 条第 1 項第 5 号の規定に該当する児童を扶養するひとり親家庭の父又は母がこの規則の施行の日以後に新規則第 5 条第 1 項の規定による申請をし、新規則第 6 条第 1 項の規定による受給資格者証の交付を受けたときにおける新規則第 11 条の規定の適用については、同条中「第 5 条の規定による申請を受理した日の属する月の翌月の 1 日」とあるのは、「第 2 条第 1 項第 5 号の命令を受けた日（当該命令を受けた日が平成 25 年 4 月 1 日以前である場合にあっては、同日）」とする。この場合において、当該助成対象者又はその者に扶養されている児童が新規則第 6 条第 1 項の規定による受給資格者証の交付を受ける前に療養を受けたときは、当該療養に係る医療機関等に対して新規則第 7 条の規定による受給資格者証の提示があったものとみなす。

規 則 第 68 号

平成 25 年 9 月 11 日

熊本市現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市現代美術館条例施行規則（平成 14 年規則第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 使用者は、前項に規定する許可書の交付を受ける際、使用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

第 4 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 使用者は、使用許可の変更後の使用料が既納の使用料を上回るときは、使用許可の変更後の使用料から既納の使用料に相当する額を控除した額を前項に規定する許可書の交付を受ける際に納めなければならない。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 4 使用者は、前項に規定する許可書の交付を受ける際、特別利用料の全額を納付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

第 7 条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 8 条第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 14 条第 1 項第 1 号中「、又は」を「又は」に、「とき」を「場合」に改め、同項第 2 号及び同項第 3 号中「とき」を「場合」に改め、同項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に、「とき」を「場合」に改める。

第 17 条第 1 項第 1 号、同項第 2 号及び同項第 3 号中「とき」を「場合」に改め、同項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に、「とき」を「場合」に改める。

第 18 条の見出しを「(毀損滅失届)」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に、「美術館施設等(美術品等)き損(滅失)届」を「美術館施設等(美術品等)毀損(滅失)届」に改める。

第 19 条中「の各号」を削り、同条第 1 号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第 8 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 23 条第 7 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第 25 条を第 30 条とし、第 24 条中「第 23 条第 2 項」を「第 24 条第 2 項」に改め、同条第 11 号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第 29 条とし、同条の前に次の 5 条を加える。

(利用料金の承認の申請)

第 24 条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(利用料金の納付)

第 25 条 利用料金の納付については、第 3 条第 4 項、第 4 条第 3 項、第 6 条第 4 項及び第 15 条の規定を準用する。この場合において、第 3 条第 4 項及び第 4 条第 3 項中「使用料」とあり、第 6 条第 4 項中「特別利用料」とあり、並びに第 15 条中「観覧料又は入場料」とあるのは「利用料金」と、第 3 条第 4 項及び第 6 条第 3 項中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金の後納)

第 26 条 条例第 23 条第 4 項の規定により利用料金を後納とすることができる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 国又は地方公共団体に準じる団体が使用する場合であって、市長が特に必要があると認めたとき。
- (3) 施設等の使用の際、附属設備に係る利用料金を新たに納付すべき事由が発生し、使用者が当該利用料金を前納することが困難と認められる場合

(利用料金の減免)

第 27 条 条例第 23 条第 5 項の規定により利用料金を減免することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は公共的団体が行う教育、学術若しくは文化事業又

はこれらの事業の普及の用に供することを目的として特別利用をする場合 利用料金の全額

(2) 私立の美術館、博物館、図書館、学校、研究所等が行う教育又は研究の用に供することを目的として特別利用をする場合 利用料金の全額

(3) 美術館に対し協力援助を行い、特にその功績があると市長が認める者が特別利用をする場合 利用料金の全額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準に該当する場合 市長が定める額

2 前項各号の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(利用料金の還付)

第28条 条例第23条第6項の規定により利用料金を還付することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 天災地変その他不可抗力の事由により美術館が使用できなかった場合 既納利用料金の全額

(2) 条例第8条第1項第5号の規定により使用者又は特別利用者がその使用又は特別利用について停止され、又は許可が取り消された場合 既納利用料金の全額

(3) 使用者又は特別利用者が使用又は特別利用開始前に使用又は特別利用を取り止め、かつ、その旨を届け出た場合 既納利用料金の額から利用料金の5割に相当する額を控除した額

(4) 利用料金の改定がなされた場合において、改定後の利用料金の額が改定前の利用料金の額を下回り、かつ、既納利用料金の額が改定後の利用料金の額を超えるとき 既納利用料金の額から改定後の利用料金の額を控除した額

2 前項各号の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

様式第1号中「様式第1号」を「様式第1号（第3条第1項関係）」に、「つけて」を「付けて」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

様式第2号中「様式第2号」を「様式第2号（第3条第1項関係）」に、「つけて」を「付けて」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第3条第3項関係）」に、「取扱」を

「取扱い」に改める。

様式第 4 号中「様式第 4 号」を「様式第 4 号（第 3 条第 3 項関係）」に改める。

様式第 5 号中「様式第 5 号」を「様式第 5 号（第 4 条第 1 項関係）」に改める。

様式第 6 号中「様式第 6 号」を「様式第 6 号（第 4 条第 2 項関係）」に改める。

様式第 7 号中「様式第 7 号」を「様式第 7 号（第 4 条第 3 項関係）」に改める。

様式第 8 号中「様式第 8 号」を「様式第 8 号（第 6 条第 1 項関係）」に改める。

様式第 9 号中「様式第 9 号」を「様式第 9 号（第 6 条第 3 項関係）」に改める。

様式第 10 号中「様式第 10 号」を「様式第 10 号（第 9 条関係）」に改める。

様式第 11 号中「様式第 11 号」を「様式第 11 号（第 11 条関係）」に、「取り消し」を「取消し」に改める。

様式第 12 号中「様式第 12 号」を「様式第 12 号（第 14 条関係）」に改める。

様式第 13 号中「様式第 13 号」を「様式第 13 号（第 17 条関係）」に改める。

様式第 14 号中「様式第 14 号」を「様式第 14 号（第 17 条関係）」に改める。

様式第 15 号中「様式第 15 号」を「様式第 15 号（第 17 条関係）」に改める。

様式第 16 号中「様式第 16 号」を「様式第 16 号（第 17 条関係）」に改める。

様式第 17 号中「様式第 17 号」を「様式第 17 号（第 18 条関係）」に、「美術館施設等（美術品等）き損（滅失）届」を「美術館施設等（美術品等）毀損（滅失）届」に、「き損（滅失）した」を「毀損（滅失）した」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

告示第 6 7 2 号

平成 2 5 年 9 月 2 日

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、平成 2 5 年告示第 4 8 3 号で同条第 1 項の規定に基づき指定した区域（以下「要措置区域」という。）の一部について同項の指定を解除し、同法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定をするので、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 要措置区域の指定を解除し、形質変更時要届出区域の指定をする土地の所在地
熊本市中央区本荘町字松原 3 6 5 番の一部
- 2 要措置区域の指定の事由がなくなると認められ、土壤含有量基準に適合していないことから形質変更時要届出区域として指定される特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
- 3 要措置区域において講じられた措置
土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 4 0 条別表第 5 の 9 の項に規定する「土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により覆う」措置
 - (1) 舗装
 - (2) 立入禁止

告示第 6 7 3 号

平成 2 5 年 9 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、居宅介護・重度訪問介護事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第 5 1 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 廃止した事業所の名称及び所在地
あすなろ熊本ヘルパーステーション
熊本市南区城南町舞原 3 4 2 - 2
- 2 廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
一般社団法人医療介護施設助成事業団
福岡県福岡市博多区博多駅南一丁目 8 番 3 1 号
代表理事 静 正則
- 3 廃止した事業の種類
居宅介護・重度訪問介護
- 4 廃止年月日
平成 2 5 年 8 月 3 1 日

告示第 6 7 4 号

平成 2 5 年 9 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	めいご薬局	熊本市中央区南千反畑町1 4番2 7号	平成2 5年9月1日 ～ 平成3 1年8月3 1日
2	あすなろ薬局 帯山店	熊本市中央区帯山3-1 8-4 2	平成2 5年9月1日 ～ 平成3 1年8月3 1日
3	薬局 昊	熊本市南区薄場三丁目1 1番4 7号	平成2 5年9月1日 ～ 平成3 1年8月3 1日

告示第 6 7 5 号

平成 2 5 年 9 月 2 日

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検 査 場 所
	検査区域（小学校区）
1 0 月 8 日（火）	西原小学校 体育館玄関前
	西原
1 0 月 9 日（水）	帯山中学校 体育館エントランス
	帯山・帯山西
1 0 月 1 0 日（木）	託麻原小学校 体育館玄関前
	託麻原

※ 受付時間 午前 1 0 時から正午まで 午後 1 時から午後 3 時まで

※ 西原小学校会場については、受付時間が午後 1 時から午後 3 時までとなります。

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 2 5 年 1 0 月 1 日（火）から平成 2 5 年 1 1 月 2 9 日（金）まで

告示第 676 号

平成 25 年 9 月 2 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年度熊本市有料レンタサイクル社会実験の自転車の貸出料の収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 受託者

- (1) 福岡県久留米市日吉町 12-35
株式会社グリーンホテル・ズコーポレーション
代表取締役 岡村 徳之
- (2) 熊本市西区上熊本三丁目 26-3
野田林業 株式会社
代表取締役 野田 和彦

2 委託期間

平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

3 委託する歳入の種類

平成 25 年度熊本市有料レンタサイクル社会実験の自転車の貸出料

告示第 677 号

平成 25 年 9 月 2 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 団体の名称

西里校区第 19 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名
「牛嶋 智」を「松村 博光」に改める。
- (2) 代表者の住所
「熊本市貢町 1934 番地」を「熊本市北区貢町 2158 番地」に改める。

告示第 678 号

平成 25 年 9 月 2 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項本文の指定及び同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 並びに同法第 115 条の 20 及び同法施行規則第 140 条の 31 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43901	指定認知症対応型通所介護事業所	社会福祉法人 白富会	平成 25 年	認知症対応型
01378	共用型認知症対応型通所介護事業所 ひまわり園 熊本市東区長嶺東三丁目 3-70 番地	熊本市東区長嶺東三丁目 3-6 6 番地 理事長 富永 博文	9 月 1 日	通所介護

43901 01378	指定認知症対応型通所介護事業所 共用型認知症対応型通所介護事業所 ひまわり園 熊本市東区長嶺東三丁目3-70番地	社会福祉法人 白富会 熊本市東区長嶺東三丁目3-6 6番地 理事長 富永 博文	平成25年 9月1日	介護予防認知 症 対応型通所介 護
----------------	---	--	---------------	----------------------------

告示第 680 号

平成 25 年 9 月 4 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の効力を全部停止したので、同法第85条により告示する。

熊本市長 幸山政史

事業所の名称及び所在地	事業者名	処分の内容	全部停止の期間	サービスの種類
うすば居宅介護支援事業所 熊本市南区薄場二丁目10番2号	特定非営利活動法人 わいわい	指定の効力の全部 停止	平成25年9月1 7日から平成26 年3月16日まで	居宅介護支援

告示第 682 号

平成 25 年 9 月 5 日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定に基づき、市議会の定例会を次のとおり招集する。

熊本市長 幸山政史

- 1 期 日 平成25年9月12日
2 場 所 熊本市役所

告示第 683 号

平成 25 年 9 月 5 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
43701 06140	うすば通所介護事業所 熊本市南区薄場二丁目10番2号	特定非営利活動法人わいわい 熊本市南区薄場二丁目10番2号 理事長 中西 ケサト	平成25年 9月30日	通所介護 介護予防通所介 護

告示第 684 号

平成 25 年 9 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第14条第1項及び第16条第2項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
 - (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
 - ア 平成25年8月16日 西区春日二丁目10、西区花園一丁目4、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、上通エリア、並木坂エリア
 - イ 平成25年8月19日 手取エリア、銀座通りエリア、新市街エリア
 - ウ 平成25年8月20日 手取交番、中央区世安町39
 - エ 平成25年8月21日 新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア、辛島エリア、水道町エリア、上通エリア、並木坂エリア
 - オ 平成25年8月22日 新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア、上通エリア、並木坂エリア
 - カ 平成25年8月23日 東区秋津出張所、新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア
 - キ 平成25年8月26日 新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア、辛島エリア、中央区本山二丁目7、東区東野二丁目4、上通エリア、並木坂エリア
 - ク 平成25年8月27日 手取エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、上通エリア、新市街エリア
 - ケ 平成25年8月28日 東区石原三丁目1-1、東区石原一丁目12-1、中央区帯山三丁目5-13、北区四方寄1619-1、中央区帯山三丁目35-32、中央区新屋敷二丁目25、健軍ピアクレス、健軍変電所前駐輪場、健軍自転車駐車場
 - コ 平成25年8月29日 新市街エリア、銀座通りエリア、手取エリア
 - (2) 保管の場所 平成第2自転車保管所
 - (3) 保管の期間 平成25年12月7日まで
- 2 移動・保管台数

自転車 245台
- 3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで
午前10時から午後4時30分まで
日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第2自転車保管所（電話 096-370-5606）
熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 6 8 5 号

平成 2 5 年 9 月 6 日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
---------------	-------------	------------------------------	-------	---------

437012 5481	室原デイサービス 熊本市中央区国府一丁目11 番9号	医療法人室原会 熊本市中央区国府一丁目11番9号 理事長 室原 亥十二	平成25年 8月31日	通所介護 介護予防通所介護
----------------	----------------------------------	---	----------------	------------------

告 示 第 6 8 6 号

平成 2 5 年 9 月 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

西里校区第 1 9 町内自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「熊本市貢町 1 3 4 9 番地から熊本市貢町 2 3 1 4 番地までの区域とする。」を「熊本市北区貢町 1 3 4 9 番地から熊本市北区貢町 2 3 1 4 番地までの区域とする。」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市貢町 2 0 1 6—2 番地小塚区小塚構造改善センター（公民館）」を「熊本市北区貢町 2 0 1 6—2 番地小塚区小塚構造改善センター（公民館）」に改める。

告 示 第 6 8 9 号

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

平成 2 5 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 2 5 年度	介護保険料	8 月期	平成 2 5 年 9 月 3 0 日	公示送達者 6 7 人 (登載省略)
		9 月期	平成 2 5 年 9 月 3 0 日	
		1 0 月期	平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日	
		1 1 月期	平成 2 5 年 1 2 月 2 日	
		1 2 月期	平成 2 6 年 1 月 6 日	
		1 月期	平成 2 6 年 1 月 3 1 日	
		2 月期	平成 2 6 年 2 月 2 8 日	
		3 月期	平成 2 6 年 3 月 3 1 日	

告 示 第 6 9 0 号

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	7 月期	733 人
	6 月期	17 人
平成 24 年度	8 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 9 月 19 日

告 示 第 6 9 1 号

平成 25 年 9 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	7 月期	168 人
	6 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 9 月 19 日

告 示 第 6 9 2 号

平成 25 年 9 月 10 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	7 月期	17 人

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 9 月 19 日

告 示 第 6 9 3 号

平成 25 年 9 月 10 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類

431012 1555	聖ヶ塔病院 熊本市西区河内町船津897番地	医療法人社団聖十字会 熊本市西区河内町船津897番地 理事長 末永 英文	平成25年 9月30日	訪問介護 介護予防訪問介護
----------------	--------------------------	--	----------------	------------------

告示第694号

平成25年9月10日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による届出がされたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
436019 0286	訪問看護ステーション きくなん 熊本市北区鶴羽田三丁目1番53号	医療法人室原会 熊本市中央区国府一丁目11番9号 理事長 室原 亥十二	平成25年 8月31日	訪問看護 介護予防訪問看護

告示第695号

平成25年9月10日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定及び同法第53条第1項本文の指定をしたので、同法第78条及び同法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の2並びに同法第115条の10及び同法施行規則第140条の23の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業 所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
437010 9920	ケアステーション リバティ 熊本市中央区保田窪一丁目7番27号	合同会社リバティ 熊本市中央区保田窪一丁目7番27号 代表社員 大島 あさな	平成25年 9月10日	訪問介護
437010 9920	ケアステーション リバティ 熊本市中央区保田窪一丁目7番27号	合同会社リバティ 熊本市中央区保田窪一丁目7番27号 代表社員 大島 あさな	平成25年 9月10日	介護予防訪問介護

告示第696号

平成25年9月10日

平成25年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名 (登載省略)
平成 25 年度	市県民税	3 期 4 期	平成 25 年 10 月 31 日 平成 26 年 1 月 31 日	20 人

告 示 第 6 9 8 号

平成 25 年 9 月 11 日

県道の区域を次のように決定するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路線名	道路の区域		
		区 間	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
一般県道	砂原四方寄線	北区下碓川町 5 5 4 番 1 地先から 北区四方寄町 1 4 4 8 番 7 地先まで	21.3 ~ 111.4	933.6

告 示 第 6 9 9 号

平成 25 年 9 月 11 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
12-975	健軍 2 丁目 第 2 4 号線	東区健軍一丁目 4 5 6 番地先から 東区健軍二丁目 1 5 9 番地先まで	旧	9.3 ~ 17.1	665.4
		東区健軍一丁目 4 5 6 番地先から 東区健軍二丁目 1 5 9 番地先まで	新	9.3 ~ 20.5	665.4

告 示 第 7 0 1 号

平成 25 年 9 月 12 日

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 団体の名称
南田尻自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 目的

「この地縁団体（以下団体と称する）は下益城郡富合町南田尻区域住民相互の連絡環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、その共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。」を

「本会は、地域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防犯、防火等に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。」に改める。

(2) 名称

「この団体の名称は南田尻区と称する。」を「本会は、南田尻自治会と称する。」に改める。

(3) 区域

「この団体の区域は下益城郡富合町南田尻の区域とする。」を「本会の区域は、熊本市南区富合町南田尻の区域とする。」に改める。

(4) 主たる事務所の所在地

「この団体の事務所は、下益城郡富合町南田尻 6 4 7 番地に置く。」を「本会の事務所は、南田尻公民館（熊本市南区富合町南田尻 6 4 7 番地）に置く。」に改める。

告 示 第 7 0 2 号

平成 2 5 年 9 月 1 3 日

平成 2 5 年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

4 4 1 人

送達する書類名

平成 2 5 年度国民健康保険料納付通知書

告 示 第 7 0 3 号

平成 2 5 年 9 月 1 3 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 2 5 年 9 月 1 3 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 74台

告 示 第 7 0 4 号

平成 25 年 9 月 13 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 82 条第 2 項の規定に基づく交付要求通知書について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1人

公 告

公 告 第 6 3 5 号

平成 25 年 9 月 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区八分字町字中河原 2906 番及び里道、水路
1, 452. 41 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区田迎五丁目 4 番 6 号
TAKASUGI 株式会社
代表取締役 平島 孝典

公 告 第 6 3 8 号

平成 25 年 9 月 2 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区野中二丁目 192 番 1、193 番 1、194 番 1 の一部
1, 000. 98 平方メートル（2 工区）
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地
ダイレックス株式会社
代表取締役 大寫 秀昭

公 告 第 6 3 9 号

平成 25 年 9 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区石原町174番1
396.00平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県天草市牛深町1955番地2
寺元 良輔

公 告 第 6 4 0 号

平成 25 年 9 月 4 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島六丁目1726番2、1726番3
1,221.60平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社 熊本不動産ネット
代表取締役 横田 建太

公 告 第 6 4 2 号

平成 25 年 9 月 4 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区弓削町587番5、590番4、590番5
330.56平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区帯山九丁目2番14号 アルテミス帯山101
林 航司

公 告 第 6 4 5 号

平成 25 年 9 月 5 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区護藤町字小森1382番地2
430.48平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県宇城市松橋町曲野533番地2 プレシード笹原C201
石黒 祐二

公 告 第 6 5 3 号

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区松尾町上松尾字丸築籠 4 4 6 番 2、4 4 7 番及び水路
1, 3 6 2. 0 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区奥古閑町 1 4 2 3 番地 2
株式会社 安藤通商
代表取締役 安藤 千治

公 告 第 6 5 4 号

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区上南部二丁目 1 4 5 6 番 1、1 4 6 2 番、1 4 6 3 番、1 4 6 4 番、1 4 6 5 番、1 4 6 6 番、1 4 7 1 番
1, 8 4 3. 2 7 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区渡漣七丁目 8 番 5 3 号
株式会社 豊不動産
代表取締役 浦田 圭史

公 告 第 6 5 5 号

平成 2 5 年 9 月 1 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島五丁目 3 9 4 6 番 2
2 6 7. 8 9 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県横須賀市久里浜六丁目 1 1 番 3-K-5 5 号
京塚 卓也

公 告 第 6 5 6 号

平成 2 5 年 9 月 1 2 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区浜口町字堀上 3 0 5 番 2

408. 48平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区八王寺町3番11-707号 サウスビュー
鎌田 昌宏

公告第657号

平成25年9月13日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、平成25年度熊本市農用地利用集積計画第6号を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

中 央 区

中央区告示第18号

平成25年9月12日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年9月9日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

西 区

西区告示第7号

平成25年9月5日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年8月30日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市西区長 永 田 剛 毅

以下、登載省略

北 区

北区告示第9号

平成25年9月6日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年9月2日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

以下、登載省略

交 通 局

交通局規程第 10 号

平成 25 年 9 月 4 日

熊本市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 中山 弘 一

熊本市交通局会計規程の一部を改正する規程

熊本市交通局会計規程（昭和 42 年交通局規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表勘定科目表の費用の表、関連費用の款、営業費用の項、一般管理費の目中

「

給料	職員の本給
----	-------

」

を

「

報酬 給料	総括的業務に関して設置した委員会等の委員の報酬 職員の本給
----------	----------------------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成 25 年 7 月 26 日から適用する。

交通局規程第 11 号

平成 25 年 9 月 9 日

熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者 中山 弘 一

熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

熊本市交通局行政財産使用規程の一部を改正する規程（平成 25 年交通局規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 6 号の改正規定中「第 3 号」を「第 3 項」に、「第 2 号」を「第 2 項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上 下 水 道 局

上下水道局告示第 53 号

平成 25 年 9 月 2 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 25 年 9 月 2 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 25 年 9 月 2 日

2 下水を排除し、及び処理する区域

(1) 南部処理区

南区野口二丁目の一部

- (2) 西部処理区
西区高橋町二丁目、西區城山下代三丁目及び西區城山半田四丁目の各一部
- (3) 植木処理区
北区植木町岩野の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
- (1) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
- (2) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番 3 号
西部浄化センター
- (3) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番 1 号
熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 5 4 号

平成 2 5 年 9 月 5 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 5 7 6 号	熊本市東区新外四丁目 3 番 2 1 号 有限会社わかば第一水道 代表取締役 中嶋 幸則	平成 2 5 年 8 月 2 8 日

上下水道局告示第 5 5 号

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 2 1 年上下水道局規程第 3 6 号）第 2 2 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 7 0 3 号	熊本市南区護藤町 3 5 0 6 番地 2 株式会社 HD 住設 代表取締役 中村 寿仁	平成 2 5 年 8 月 2 9 日

上下水道局告示第 5 6 号

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 5 1 号	熊本市南区護藤町 3 5 0 6 番地 2 株式会社 HD 住設 代表取締役 中村 寿仁	平成 2 5 年 9 月 2 日

上下水道局告示第 5 7 号

平成 2 5 年 9 月 1 2 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 5 2 号	上益城郡益城町下陳 1 3 6 0 番地 有限会社西山設備工業 代表取締役 西山 和典	平成 2 5 年 9 月 1 0 日

病 院 局

病院局公告第 3 4 号

平成 2 5 年 9 月 1 0 日

市有地を公売するので、熊本市病院局契約事務取扱規程（平成 2 4 年病院局規程第 1 4 号）において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）第 3 条の規定により公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

1 公売物件

(1) 土地

所 在 地	地 目	地 積
熊本市東区湖東二丁目 2 3 4 番	宅 地	3 5 2 . 3 2 m ²

(2) 建物

種 類	構 造	床面積	竣 工 日
共同住宅	鉄筋コンクリート造ルー フィングぶき 2 階建	1 階 1 2 7 . 9 4 m ²	昭和 5 6 年 3 月 3 1 日
		2 階 1 2 7 . 9 4 m ²	

最低売却価格 「土地」、「建物（消費税含む）」 2 2 , 9 3 0 , 0 0 0 円

2 契約条項を示す場所

8 6 2 - 8 5 0 5

熊本市東区湖東一丁目 1 - 6 0

熊本市市民病院事務局経営企画課

電話 0 9 6 - 3 6 5 - 1 7 1 1 （内線 3 6 7 3）

3 公売方法

一般競争入札

4 入札参加者の資格

次に掲げる者は、売払地に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の参加資格を有しない。

(1) 個人及び法人以外の者

- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (3) 市有地公売の一般競争入札に参加した落札者で、正当な理由なく契約を締結せず又は履行しなかった者で当該事実があった日から2年を経過しない者
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する熊本市職員
 - (5) 納付すべき市町村民税の滞納がある者
 - (6) 熊本市病院局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成21年4月1日制定）第3条第1号に該当する者
- 5 入札参加申込みの受付期間及び場所
平成25年9月13日（金）から平成25年10月11日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで ※土曜・日曜日、祝日は除く
熊本市市民病院事務局経営企画課
 - 6 入札の日時及び場所
平成25年11月15日 午前10時
熊本市市民病院 新館4階会議室
 - 7 入札保証金
入札金額の100分の5以上
 - 8 入札の無効
 - (1) 最低売却価格未満及び入札保証金の限度額を超える金額での入札
 - (2) その他、熊本市病院局市有地公売募集要領に定めた入札に関する条件に違反した入札

教 育 委 員 会

教委規則第10号

平成25年9月12日

熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立学校施設使用条例施行規則（平成14年教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 7月1日から9月30日までの日（富合中学校の運動場及びテニスコートに限る。）

別表第1体育館運動場武道場の項夜間開放学校施設名の欄中「・富合中学校」を削り、同表体育館運動場武道場テニスコートの項夜間開放学校施設名の欄中「龍田中学校」の次に「・富合中学校」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成25年10月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に旧富合町屋外運動場規則（平成20年富合町合併特別区規則第3号）の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の熊本市立学校施設使用条例施行規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

教委告示第12号

平成25年9月6日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時
平成25年9月11日（水） 午後2時から

2 場所

マスミューチュアル生命ビル 7階 会議室

3 議案

- (1) 熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

4 協議

- (1) 熊本市立幼稚園基本計画（素案）について
 (2) 平成 25 年度事務事業点検評価報告書（案）について
 (3) 熊本市教育委員会教育委員長の選任について

5 報告

- (1) 体罰調査アンケートについて
 (2) いじめ防止対策推進法について
 (3) 平成 25 年度全国学力・学習状況調査結果の概要について
 (4) 平成 25 年度熊本市の「体力・運動能力、運動習慣等の調査」の概要について
 (5) 第 5 回タウンミーティングの意見交換内容について
 (6) 第 4 回・第 5 回スクールミーティングの意見交換内容について
 (7) 広報・広聴関係について

監 査

監委公告第 13 号

平成 25 年 9 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査（工事）を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり公表する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	平 塚 孝 一
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

1 監査の対象

(1) 監査対象局

総務局	危機管理防災総室
企画振興局	情報政策課
財政局	管財課、課税管理課
健康福祉子ども局	健康福祉政策課、高齢介護福祉課
環境局	緑保全課、水保全課、廃棄物計画課、環境施設整備室、東部環境工場、西部環境工場
農水商工局	農業政策課、水産振興センター、食肉センター、競輪事業所
観光文化交流局	熊本城総合事務所、動植物園、文化振興課、スポーツ振興課、市民会館
中央区役所	総務企画課
東区役所	農業振興課
西区役所	農業振興課、農業振興課河内分室
南区役所	農業振興課、農業振興課飽田天明分室
北区役所	農業振興課、農業振興課北部分室
教育委員会事務局	施設課、健康教育課
熊本市選挙管理委員会事務局	

(2) 監査対象工事及び委託

今回監査の対象としたものは、上記局において、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31

日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託342件である。

このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったもの等を重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」に掲げる66件の工事及び委託について監査を実施した。

2 監査の期間

平成25年6月3日（月）から平成25年7月5日（金）まで

3 監査の方法

監査にあたっては、特に工事計画、設計図書の内容、積算基準とその運用、施工管理、契約方法及び決裁手続が適正に行われているかについて書類審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

4 監査の結果

総務局	適正に執行されているものと認められた。
企画振興局	適正に執行されているものと認められた。
財政局	適正に執行されているものと認められた。
健康福祉子ども局	適正に執行されているものと認められた。
環境局	適正に執行されているものと認められた。
農水商工局	適正に執行されているものと認められた。
観光文化交流局	適正に執行されているものと認められた。
中央区役所	適正に執行されているものと認められた。
東区役所	適正に執行されているものと認められた。
西区役所	適正に執行されているものと認められた。
南区役所	適正に執行されているものと認められた。
北区役所	適正に執行されているものと認められた。
教育委員会事務局	適正に執行されているものと認められた。
熊本市選挙管理委員会事務局	適正に執行されているものと認められた。

5 要望事項

今回の監査については、適正に執行されていると認められたものの一部の工事において、①塗り防水工法におけるクロス貼り工程、②基礎コンクリート打設における締め固め工程、③既設コンクリート床の下地処理工程などの記録写真が撮影されていない事例が見られた。

施工後は確認できないこれらの隠蔽部分の工事写真は、契約の履行確認にかかる重要なものであることから、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の「工事写真の撮り方」を参考に受注者を指導するなど、施工管理を徹底され適正な事務の改善に努められるよう要望する。

監委公告第14号

平成25年9月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により審査に付された平成24年度熊本市一般会計・特別会計（公営企業会計を除く。）歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定められた書類、並びに同法第241条第5項の規定により審査に付された平成24年度基金運用状況報告書について審査したので、その結果について次のとおり公表する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	平 塚 孝 一
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

平成24年度 熊本市各会計決算審査意見

第1 審査対象

- 1 平成24年度熊本市一般会計歳入歳出決算
- 2 平成24年度熊本市国民健康保険会計歳入歳出決算

- 3 平成 2 4 年度熊本市介護保険会計歳入歳出決算
- 4 平成 2 4 年度熊本市母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算
- 5 平成 2 4 年度熊本市後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 6 平成 2 4 年度熊本市桃尾墓園整備事業会計歳入歳出決算
- 7 平成 2 4 年度熊本市食肉センター会計歳入歳出決算
- 8 平成 2 4 年度熊本市農業集落排水事業会計歳入歳出決算
- 9 平成 2 4 年度熊本市産業振興資金会計歳入歳出決算
- 10 平成 2 4 年度熊本市食品工業団地用地会計歳入歳出決算
- 11 平成 2 4 年度熊本市競輪事業会計歳入歳出決算
- 12 平成 2 4 年度熊本市地下駐車場事業会計歳入歳出決算
- 13 平成 2 4 年度熊本市熊本駅前東 A 地区市街地再開発事業会計歳入歳出決算
- 14 平成 2 4 年度熊本市熊本駅西土地区画整理事業会計歳入歳出決算
- 15 平成 2 4 年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計歳入歳出決算
- 16 平成 2 4 年度熊本市奨学金貸付事業会計歳入歳出決算
- 17 平成 2 4 年度熊本市公債管理会計歳入歳出決算

第 2 審査期間

平成 2 5 年 7 月 8 日から平成 2 5 年 7 月 2 6 日まで

第 3 審査方法

審査は、歳入歳出決算書その他政令で定められた歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の様式の合規性及び計数の正確性、歳入歳出予算の執行状況及び財政運営状況等に主眼をおき、次の方法により実施した。

- 1 各会計の歳入歳出決算書及び同事項別明細書は、歳入歳出原簿、歳入歳出整理簿その他関係帳簿及び証拠書類と照合し、内容の検討を行い計数の正確性、予算執行の適否について審査した。
- 2 実質収支に関する調書は、各会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、繰越明許費繰越計算書等と照合し、内容の検討を行い計数の正確性、財政の運営状況等を審査した。
- 3 財産に関する調書は、関係帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性を審査した。

第 4 審査結果

各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 1 6 条及び第 1 6 条の 2 に定められた様式を備えており、計数は関係帳簿と符合し正確であると認められた。

各会計の予算執行では、歳入予算において一部に収入未済や不納欠損となっているもの、繰上充用されているもの、また、歳出予算においては不用額となっているもの、翌年度へ繰越明許費として処理されているものもあったが、適正に執行されていると認められた。

第 5 審査概要（登載省略）

平成 2 4 年度熊本市基金運用状況審査意見

第 1 審査対象

土地開発基金、美術品等取得基金

第 2 審査期間

土地開発基金 平成 2 5 年 7 月 1 7 日
美術品等取得基金 平成 2 5 年 7 月 1 7 日

第 3 審査方法

審査は、運用状況報告書の計数等の正確性及び基金の設置目的に沿った運用がなされているかなどに主眼をおき、関係帳簿及び証拠書類を照合検査し、関係職員からの説明を求めるなどの方法で実施した。

第 4 審査結果

審査に付された土地開発基金運用状況報告書及び美術品等取得基金運用状況報告書の計数は関係帳簿と符合し正確であった。また、いずれも設置目的に沿った運用がなされているものと認められた。(以下、登載省略)

監委公告第 15 号

平成 25 年 9 月 12 日

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された平成 24 年度病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、工業用水道事業会計、交通事業会計決算書及び関係書類を審査したので、その結果について次のとおり公表する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	平 塚 孝 一
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

平成 24 年度熊本市公営企業会計決算審査意見

第 1 審査対象

平成 24 年度 病院事業会計決算
 平成 24 年度 水道事業会計決算
 平成 24 年度 下水道事業会計決算
 平成 24 年度 工業用水道事業会計決算
 平成 24 年度 交通事業会計決算

第 2 審査期間

平成 25 年 6 月 3 日から同年 6 月 21 日まで

第 3 審査方法

審査にあたっては、決算書類が各事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、関係帳簿及び証拠書類を照合検査し、関係職員からの説明を求めるなどの方法で行った。

第 4 審査結果

審査に付された決算書類は、いずれも法令の定めに基づいて作成されており、その計数は、平成 24 年度の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

第 5 審査概要(登載省略)

監委公告第 16 号

平成 25 年 9 月 12 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 24 年度熊本市決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり公表する。

熊本市監査委員	田 尻 清 輝
熊本市監査委員	竹 原 孝 昭
熊本市監査委員	平 塚 孝 一
熊本市監査委員	坂 本 邦 彦

健全化判断比率等審査意見

第 1 審査の概要

この健全化判断比率等審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の対象

審査の対象とした比率は、平成24年度熊本市決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計決算における資金不足比率であり、各比率で適用する本市における会計区分は次のとおりである。（以下、登載省略）

第3 審査の結果

1 健全化判断比率について

(1) 健全化判断比率の状況

（健全化判断比率の状況は登載省略）

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(2) 健全化判断比率の算定項目の前年度比較表（登載省略）

2 資金不足比率について

(1) 資金不足比率の状況

（資金不足比率の状況は登載省略）

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(2) 意見

交通事業では、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき「経営健全化計画（平成21～27年度）」を策定している。平成24年度は、計画の中間年度となることから、計画の達成状況や効果等を踏まえた見直しが行われ、その結果、計画の最終年度である平成27年度末においては、資金不足額が解消されることとなっている。

平成24年度決算に基づく資金不足比率は154.4%となり、前年度に比べわずかではあるが上昇している。これは、バス路線移譲の前倒しの影響等により事業規模が減少したことによるものである。しかしながら、計画値（155.8%）に対しては、1.4ポイント上回っている。今後も、同計画に沿って、引続き資金不足比率の解消に取り組まれるよう求めるものである。

(3) 資金不足比率の算定項目の前年度比較表（登載省略）